

令和5年3月20日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	山口美矢子
議事係長	奥幹久
議事係員	木寺裕一朗
総務係員	笠原良子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育長	松	尾	文雄
総	務部長	山	崎	正和
総	務部理事	諸	岡	利幸
企	画部長	庭	木	淳
営	業部長	古	賀	龍一郎
営	業部理事	黒	尾	聖洋
福	祉部長	松	尾	徹
福	祉部理事	後	藤	英明
こ	ども教育部長	秋	月	義則
こ	ども教育部理事	諸	岡	智恵
ま	ちづくり部長	野	口	和信
環	境部長	山	口	智幸
企	画政策課長	弦	卷	一寿
財	政課長	藤	井	喜友
会	計管理者	谷	口	勝
選	挙管理委員会事務局長	山	田	英昭
監	査委員事務局長	青	木	博
農	業委員会事務局長	田	栗	和彦

---

議 事 日 程 第 6 号

3月20日（月）10時開議

- 日程第1 第8号議案 武雄市個人情報保護法施行条例  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 第9号議案 武雄市個人情報保護審議会条例  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 第10号議案 武雄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 第11号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 第12号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 第13号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 第14号議案 武雄市まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 第15号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 第16号議案 武雄市眉山キャンプ場設置条例の一部を改正する条例  
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第17号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第18号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第19号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第20号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第21号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第26号議案 令和4年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)  
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第16	第27号議案	令和4年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回) (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第34号議案	令和5年度武雄市国民健康保険特別会計予算 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第35号議案	令和5年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算 (福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第22号議案	武雄市下水道条例等の一部を改正する条例 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第23号議案	志久排水機場災害復旧工事請負契約の一部変更について (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第24号議案	市道路線の廃止について (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	第28号議案	令和4年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回) (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第23	第29号議案	令和4年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第2回) (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	第30号議案	令和4年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第1回) (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	第31号議案	令和4年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算(第3回) (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第26	第32号議案	令和4年度武雄市下水道事業会計補正予算(第4回) (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第27	第36号議案	令和5年度武雄市競輪事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	第37号議案	令和5年度武雄市給湯事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第29	第38号議案	令和5年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第30	第39号議案	令和5年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第31	第40号議案	令和5年度武雄市工業用水道事業会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第32	第41号議案	令和5年度武雄市下水道事業会計予算 (産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第33	第25号議案	令和4年度武雄市一般会計補正予算(第10回) (所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第34	第33号議案	令和5年度武雄市一般会計予算 (所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第35	第43号議案	教育委員会委員の任命について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第36	第44号議案	監査委員の選任について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第37	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第38	議提第1号	武雄市議会の個人情報保護に関する条例 (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第39	閉会中継続調査申出について	(各委員会調査事件)  (議決)

---

**開 議 10時**

**○議長（吉川里己君）**

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長より提出されました第43号議案と44号議案及び諮問第1号並びに議員から提出されました議提第1号の計4件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案について審査終了の報告が提出をされております。日程に従いまして、順次、報告を求めてまいります。

**日程第1～第8 第8号議案～第15号議案**

日程第1. 第8号議案 武雄市個人情報保護法施行条例から日程第8. 第15号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

以上の8議案は総務常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第8号議案及び第9号議案について、関連しておりますので一括して報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

おはようございます。本委員会に付託されました第8号議案 武雄市個人情報保護法施行条例及び第9号議案 武雄市個人情報保護審議会条例について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

この2議案は、どちらも新規に制定するものであり、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴うものとなっております。

第8号議案は、施行に関し必要な事項を条例で定めるものであり、全国共通の個人情報の

保護と適切なデータの流通を図ることが法改正の趣旨との説明を受けました。

第9号議案は、個人情報保護審議会について必要なものを条例で制定するものであり、これまで個人情報保護条例、規則、審議会規程で規定されていたものが、改正法により条例で規定することとなったものとの説明を受けました。

いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第10号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第10号議案 武雄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、市の条例・規則等に基づく手続について、従来の書面による手続に加え、インターネットを利用し、オンラインによる申請等を可能とするため、その必要となる事項を定めるものとなっております。

施行日は令和5年4月1日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第11号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第11号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、消防庁長官からの通知に基づいた消防団員の処遇改善に関する内容のものであり、出勤報酬について、国の示す日額8,000円を基準としながら、出勤時間により金額の設定を行う改正との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 12 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 12 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について所要の整備を行うための条例改正となっており、特例措置の対象者となる範囲、特例措置の内容の、主に 2 点について、国に準拠する改正を行うに当たり、準則との整合が不十分であった部分について精査しているものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 13 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 13 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、世代が代わっても土地の所有が把握しやすくなるように、税務課で所有している航空写真付きの字図を交付するためのもので、武雄市手数料条例を改正し、土地所在図（航空写真付）の写しの交付という項目を加えるものとなっております。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 14 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 14 号議案 武雄市まちづくり応援基金条例の一部を改正す

る条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、企業版ふるさと納税の寄附金を積立ての対象とするためのものであり、今回の改正により、寄附金を基金に積み立て、将来的に計画される事業の財源にも充当できるよう改正を行うものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第15号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第15号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄市民球場の備品の使用料を定めるため条例を改正するものであり、現在、ピッチングマシン3台とバッティングゲージを設置しており、交換の必要がある消耗品等の経費から使用料を算出し、施行日は令和5年4月1日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては議案ごとに行います。

まず、第8号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。



〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 13 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 14 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 14 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 15 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 9～第 18 第 16 号議案～第 35 号議案

日程第 9. 第 16 号議案 武雄市眉山キャンプ場設置条例の一部を改正する条例から日程第 18. 第 35 号議案 令和 5 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の 10 議案は福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 16 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 16 号議案 武雄市眉山キャンプ場設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、眉山キャンプ場を社会教育施設から保健休養施設へ変更することなどに伴い改正するものと説明を受けました。

現在の利用可能期間は 7 月 10 日から 10 月 9 日までですが、保健休養施設へ変更すること

により、一般のキャンプ場として年間を通じて利用できるようになるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 17 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 17 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例を改正するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 18 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い条例を改正するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 19 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 19 号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、助成対象者に関わる制限を緩和するため条例を改正するものであり、後期高齢者医療制度により医療費の給付を受ける場合に医療費の助成を制限する対象者を見直すものであると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 20 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 20 号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、助成対象者である重度知的障害者の要件を見直すため条例を改正するものと説明を受けました。

改正内容は、重度知的障害者の要件を佐賀県知事が交付する療育手帳の区分が A である者に見直すものであり、特例として、当分の間、見直し前の受給資格者も助成対象者に含むと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 21 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、健康保険法施行令の一部改正に伴い条例を改正するものであり、改正により条例で規定する出産育児一時金の額が増額され、本来分と加算額の合計が 42 万円から 50 万円になると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 26 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 26 号議案 令和 4 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 316 万円を追加し、総額を 61 億 6,149 万 2,000 円とするもので、主なものとして、2 款. 保険給付費では、医療費給付額の実績増加に伴う増額と出産数の実績に基づく出産育児一時金の減額を行うこと。5 款. 保健事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響等により人間ドック、特定健診等の受診者が減少したことによる減額。7 款. 基金積立金は、前年度繰越金や収納率向上による交付金の増などを財源として、国民健康保険基金へ 1 億円を積み立てるものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 27 号議案 令和 4 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 594 万 7,000 円を追加し、総額 7 億 3,157 万円とするもので、主なものとして、歳出では、2 款. 後期高齢者医療広域連合納付金で、低所得者に対する保険料の軽減である保険基盤安定繰入金の実績に伴う減額や広域連合の事務費分納付金の減額など。歳入では、低所得者の保険料軽減のための保険基盤安定事業の減額などについて、一般会計繰入金の減額等を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 34 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 34 号議案 令和 5 年度武雄市国民健康保険特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 59 億 9,360 万 2,000 円計上されており、国民健康保険加入者の医療機関等の受診に伴う医療費の給付である 2 款 1 項、療養諸費及び 2 款 2 項、高額療養費について、今年度の実績を基に給付額の見込みを立て、昨年度よりも増額して計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 35 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 35 号議案 令和 5 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 7 億 6,282 万 7,000 円を計上されており、歳出の 2 款、後期高齢者医療広域連合納付金 7 億 5,814 万 1,000 円は、保険料収納分や低所得者軽減のための保険基盤安定繰入れ及び事務費分として佐賀県後期高齢者医療広域連合へ支出するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 16 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 17 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 18 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 20 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 21 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 26 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 27 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 34 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 34 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。



お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 35 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 35 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 19～第 32 第 22 号議案～第 41 号議案

日程第 19. 第 22 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例から日程第 32. 第 41 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の 14 議案は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びにその結果につきまして、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 22 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 22 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、下水道使用料の督促手数料について、水道料金と合わせて未納者に督促するときに関し、下水道使用料の督促手数料を徴収しないことを目的としたものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 23 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 23 号議案 志久排水機場災害復旧工事請負契約の一部変更についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、1 億 5,000 万円以上の工事の請負契約の変更を締結するため、「武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により議会の議決

をお願いするものであり、本工事の一部変更に伴い、令和5年1月19日付で株式会社西島製作所佐賀支店と仮変更契約を締結しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第24号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第24号議案 市道路線の廃止についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「市道柳原工業団地3号線」の周辺全域が同一企業の敷地となり、企業側からの払下げの申出があり、市として問題がないことを確認したため市道を廃止するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第28号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第28号議案 令和4年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,108万円を増額するものでした。

また、第2条では、「武雄競輪場走路等改修事業」について、センターポールの設計、製作、現地工事に日数を要することから、1億402万4,000円を令和5年度に繰越明許費として予算を繰り越すものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第29号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 29 号議案 令和 4 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第 2 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 611 万 3,000 円を減額し、補正後の総額を 2,367 万 6,000 円とするものでした。

給湯事業費、12 節. 委託料 638 万 5,000 円は入札減による減額、24 節. 積立金として 27 万 2,000 円の増額がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長(吉川里己君)

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 30 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長(豊村貴司君)〔登壇〕

本委員会に付託されました第 30 号議案 令和 4 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 1 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、全体で 94 万 9,000 円を減額し、総額を 7,973 万 5,000 円とするものでした。

主なものとして、11 節の開発許可変更手数料 8 万 7,000 円の減額、22 節は前年度の事業費の減額により起債利子の減額で、86 万 2,000 円の減額となっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長(吉川里己君)

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長(豊村貴司君)〔登壇〕

本委員会に付託されました第 31 号議案 令和 4 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算(第 3 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

国道 34 号用地先行取得事業費について 2,479 万 4,000 円を減額。

減額の理由の主なものとして、土地購入費、補償金、また、事務的経費が減ったことによる人件費の減額となっております。

歳入については、主なものとして、国道 34 号用地先行取得事業債を用地費等の額が確定したために減額されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 32 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、事業費の組替えで、ブロー設置高かさ上げ等について会計事務所から資産形成に該当するものと指摘されたため、収益的支出の浄化槽費、修繕費から資本的支出の 28 節、工事請負費に予算の付け替えを行うものとの説明を受けました。

また、令和 4 年度は令和元年 8 月豪雨災害で水没したブロー 210 基を対象とし、設置高のかさ上げを行うため予算額 250 万円計上していましたが、例年以上に設置が増えたため管工事業者の対応が困難となり、残りの 128 基のかさ上げは予算を繰越しし、令和 5、また令和 6 年度に行う予定とのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 36 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 36 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

令和 5 年度の武雄競輪開催は、4 月の開設 73 周年記念競輪 GⅢをはじめとし、23 開催 71 日を予定されており、歳入歳出それぞれ 288 億 7,816 万 2,000 円が計上されておりました。

歳入の主なものとして、車券発売金は、23 開催で合計 275 億円を計上されており、歳出では、BMX ミニコースの改修、遊具エリアへの人工芝敷設などを行い、子供たちに安心して利用してもらえるような環境を整えるために、武雄競輪場公園改修工事として 5,377 万 3,000 円などが計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 37 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 37 号議案 令和 5 年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,958 万 7,000 円と定めるものであります。

歳入の主なものとして、1 款 1 項 1 目．給湯使用料の 1 節．給湯使用料として供給先 15 施設で 1,720 万円を計上。

歳出では、14 節の工事請負費で、新規に給湯管延伸工事 4,043 万 7,000 円が計上されてきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 38 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 38 号議案 令和 5 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ 2,139 万 3,000 円で計上されておりました。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目．新工業団地整備事業の 12 節．委託料に、のり面の崩壊を受けて傾斜計、ひずみ計などを設置して観測調査を行う地すべり観測調査業務委託料として 1,900 万円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 39 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 39 号議案 令和 5 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、1 款 1 項 1 目．国道 34 号用地先行取得事業費、16 節．公有財産購入費において、国が予定している用地取得費約 2 億円のうち、用地の取得に係る分が計上されて

おり、21 節．補償補填及び賠償金では、用地取得の際の付帯物件の補償等に係る費用が計上されてきました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 40 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 40 号議案 令和 5 年度武雄市工業用水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

武雄市の工業用水道事業については、令和 4 年 12 月 2 日に杵島工業用水道企業団から再延期了承の回答を得ていることが報告されました。

主なものとして、給水収益は 415 万 5,000 円。収益的支出については、庭木取水場及び第 3 浄水場の電気設備修繕工事 1,699 万 5,000 円が計上されてきました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 41 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

**○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第 41 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

下水道事業収益は、15 億 2,177 万 4,000 円が見込まれておりました。

資本的支出の主なものとして、1 款 1 項 1 目．管渠整備費、16 節．委託料では、全体計画変更業務委託 500 万円、事業計画・都市計画決定・事業認可申請委託として 2,300 万円。2 目．浄化槽整備費、28 節．工事請負費では 1 億 9,861 万 9,000 円で、190 基の浄化槽設置が予定されておりました。また、3 目．施設費、16 節の武雄浄化センター処理槽増設工事委託料の 2 億 5,000 万円は、水処理施設工事に 1 億 9,000 万円、電気設備工事に 6,000 万円を予定されているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 22 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 22 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 23 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 28 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 29 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 30 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は委員長報告のとおり可決されました。次に、第 32 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は委員長報告のとおり可決されました。



次に、第 36 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 36 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 36 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 37 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 37 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 38 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 38 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 38 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 39 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 39 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 39 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 40 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20 番 江原議員

**○20 番（江原一雄君）〔登壇〕**

議案第 40 号、令和 5 年度武雄市工業用水道事業会計予算を定めることについて、反対の討論を申し上げます。

反対の理由は、第 1 は、一般会計から 4,073 万 8,000 円を繰り入れていることであります。

反対の第 2 の理由に、工業用水の水道料金は 1 トン当たり 45 円の料金であります。一般家庭、一般事業者と比べても格安であり、料金を見直すべきときではないでしょうか。

以上を申し上げ、反対の討論といたします。

**○議長（吉川里己君）**

5 番江口議員

**○5 番（江口康成君）〔登壇〕**

令和 5 年度武雄市工業用水道事業会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、御指摘のほうをいただいておりますけれども、一般の水道料金よりも安過ぎるということですが、工業団地への企業を誘致するに当たりまして水道料金が安いということは、企業側にもメリットになるということと、誘致が進めば雇用にもつながっていくということで、これは私は有意義だと、適切だと思われますので、どうか皆様の御賛同をよろしく願います。

**○議長（吉川里己君）**

討論をとどめます。

これより第 40 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 40 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 41 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 41 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第 33・第 34 第 25 号議案・第 33 号議案**

日程第 33. 第 25 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）及び日程第 34.

第 33 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計予算を一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第 25 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 25 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 1 項 7 目．災害対策費では、今年度の防災訓練において県と共催となったため地域防災力向上事業に要する経費が不要となり減額するものと説明を受けました。

2 款 5 項．選挙費においては、各選挙費用の精算による減額が計上されておりました。

そのほかの事業につきましても、事業費の確定や実績見込みによる減額が主なものとなっております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 33 号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

**○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 33 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なものとして、1 款 2 項 1 目．固定資産税では、新武雄病院周辺、武雄町永島地区の宅地開発の影響による新築家屋、店舗等の増、新幹線開業に伴う影響、企業立地奨励等による課税免除終了企業の増等が考慮され、前年度から 2 億 7,700 万円増の 30 億 4,500 万円が計上されておりました。

また、19 款 1 項 3 目．競輪事業特別会計繰入金では、競輪事業の収益から一般会計への繰入金として 2 億 5,000 万円が計上されておりました。

続いて、歳出の主なものとして、2 款 1 項 1 目．一般管理費 12 節．委託料では、現行機能を一新し、人事異動、履歴管理、給与事務、人事評価などに関する業務を総括的にかつ効率的に管理運用することを図るため、人事給与システム導入に関わる経費が計上されておりました。

そのほか、2 款 2 項 1 目．企画総務費 18 節．負担金補助金及び交付金では、流域治水に関する機運を高めるために 100 リットル以上の雨水貯留タンク購入に関する補助金や浸透ま

す、浸透管、透水性舗装などの浸透施設を整備した場合や雨水を貯留するための広場整備に対する奨励金が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 25 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 25 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 1 項 3 目、障がい者福祉費では、指定寄附金を財源とし、市役所窓口 12 か所に筆談ボード（液晶パネル）を設置するための予算を、3 款 3 項 3 目、児童福祉施設費では、保育所等の送迎用バスに安全装置を設置するための「保育所等送迎バス安全対策事業費補助金」262 万 5,000 円を計上していると説明を受けました。

そのほか、事業費の確定による予算の調整や「高齢者外出支援事業」など繰越明許費を追加するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（吉川里己君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 33 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕**

本委員会に分割付託されました第 33 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 2 項、老人福祉費では、サロンや老人クラブ、地域の高齢者団体を対象とした「サロン等お出かけ支援事業補助金」77 万 2,000 円や、地域包括ケアシステムの拠点整備が完了した地区へ継続的な運営・活動に関わる経費を支援するための「地域包括ケアシステム拠点運営継続支援補助金」156 万 8,000 円を計上していると説明を受けました。

また、10 款. 教育費では、児童生徒の英語力の抜本的強化を図る「イングリッシュ・キャラバン講師謝金」90 万円や、市町村合併 20 周年に向けた新たな市史の編さんに取り組むため、委員会に関わる費用や業務委託料など 568 万 2,000 円を。また、新文化交流拠点整備事業費として、設計業務委託と管理運営計画策定支援委託料合わせて 2 億 8,823 万 5,000 円を計上していると説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 25 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 25 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

令和 5 年度から令和 4 年度へ前倒しの事業があったほか、新型コロナウイルスの影響で、事業の規模縮小や中止による事業費の減額、実績に伴う減額がありました。これに伴う国庫補助等、歳入の減額が主な内容でした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 33 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

#### ○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 33 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、新幹線を活かしたまちづくりとして、長崎・福岡への通学通勤定期券購入費補助金 1,359 万 6,000 円を計上、また、市内に点在する空き家の解消につなげるため、移住定住リノベーション支援に 1,000 万円を計上されていました。

また、武雄から西九州エリアを周遊してもらうためのきっかけづくりとして、交通クーポンを発行するための周遊観光促進業務委託料 3,000 万円、駅前広場において周辺自治体との広域連携によるイベントを実施するための業務委託料として 800 万円が計上されていました。

このほか、治水対策事業として、広田川周辺の排水対策の排水路改修工事、河川やため池のしゅんせつ費用、ため池活用のための事業費、田んぼダム推進のための事業費、水災補償加入促進事業補助金事業費など、大雨に備えていくための予算が計上されていました。

また、循環型社会の実現に向け、有害鳥獣の資源化をより進めるための費用や、農業所得の向上と高齢になっても生産できる生きがいを目指すため、ホオズキやシンテツポウユリの栽培への支援などの花卉振興事業などが計上されていました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

### ○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第 25 号議案及び第 33 号議案までの 2 議案について、各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 25 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 33 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20 番江原議員

### ○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

議題となりました第 33 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計予算について、反対の討論を申し上げます。

当初予算は、歳入歳出総額 250 億 2,389 万 8,000 円と前年度比 2.3%の増となっております。小松市政にとって 3 期目の当初予算であります。市民にとって、暮らし、福祉教育、産業振興のための予算計上でもあります。

ただ、問題点を 4 点指摘し反対の討論といたしますが、反対の第 1 の理由は、歳入の 18

款1項3目1節のまちづくり応援寄附金の問題であります。これは前年度と同じ額、同額の当初予算をそのまま計上をされております。

令和3年、2021年7月発生した武雄市のふるさと納税において、委託事業者が返礼品の発送遅延を起こしました。今なお信用が回復していません。

令和4年度のふるさと納税は、2月末現在で1億7,230万6,000円と説明をされました。さきの補正予算、令和4年第10回補正予算で、1億9,941万4,000円の減額であります。当初予算には、前年度の経過を踏まえて、実態を踏まえて当初予算を組むべきではありませんか。

第2の理由は、学校教育についてであります。

10款1項3目7節の報償費などを含む花まる学校関係予算、令和5年度約千二、三百万円となっておりますが、この学校教育事業、平成27年開始以来、8年目に入ります。

昨年度まで要した費用、累計で昨年度1億1,125万3,432円となっております。さらに、今年の予算を加味しますと、約1億3,000万円にも上っております。

前市長と教育長がしゃにむに取り入れたこの教育方針は、直ちに中止し、撤回するよう求めるものであります。飯が食える大人に、学校教育、公教育の方針ではないと思います。

反対の第3の理由に、前市長が独断で民間委託した10款5項3目12節の図書館・歴史資料館指定管理料は、前年度から1,196万3,000円も増えて、令和5年度1億8,999万3,000円の指定管理料となっております。

当時、平成24年、民間委託することで、1億1,100万円の費用が今日1億8,999万3,000円に跳ね上がっています。それまで、リニューアル以前、図書館・歴史資料館の運営費用は、毎年平均1億2,000万円だった図書館の総額費用が令和5年度当初予算2億6,058万6,000円と、あれ以来、リニューアル以前と比べて2倍強に跳ね上がってしまっています。

まさに蔦屋図書館と呼ばれていますが、さきのプラタモリでも紹介されました佐賀の水の問題、まさに鍋島直正公の、佐賀鍋島藩、ましてゆかりの武雄領含めてその担っておりました蘭学館の復活、蘭学の復権は、市政の使命と考えるものであります。

反対の第4の理由に、新幹線光と影の問題について質問してきました。

新幹線長崎ルートが昨年9月23日、開業いたしました。

この事業に、武雄市がこれまで負担してきた金額、今年の新幹線長崎武雄間の負担金700万円、または平成20年の新駅舎改修など、8,500万円など入れ、今年の予算、駅前広場や通勤通学者への補助金など含めると総額約17億円にも上るのではありませんか。

その一方で、JRが高橋、北方駅のトイレを中止していますが、市としての対策が必要ではないでしょうか。高橋駅の駅舎や、周辺の整理整頓、草掃除など、取り組んでおられる朝日町民の方にとっては、トイレは絶対必要であります。人間生活にとって必要であります。

また、当然、通勤通学の方々の利便性を確保する必要があること。そのことを訴えて、令

和5年度武雄市一般会計予算を定めることについて、以上4点指摘をし、反対の討論といたします。

○議長（吉川里己君）

6番吉原議員

○6番（吉原新司君）〔登壇〕

おはようございます。先ほど江原議員さんから、第33号議案 令和5年度武雄市一般会計予算の反対を4項目述べられました。

総務委員会に付託されていた分のまちづくり応援寄附金のことに対して、賛成の立場で答弁をさせていただきます。

今回、おっしゃるとおり、今年度は2億円に届かないという状況ではございますが、担当部署の考えとしては、新たな取組を行うと、令和5年度、新たな返礼品の開発やサイトにおいて今以上に目立つような取組、また、今年度末にはジャンルごとに事業者さんに集まっていただいて、説明会や勉強会、これまでにできなかったことも含め取り組んで4億円を目指すという意気込みを伺ったところです。そのようなことから、私の一般質問でも申し上げましたけれども、武雄というのは新幹線開業で有名になった町だと思います。

これは、4億円を目指す執行部の取組も含めてできるというふうに感じておりますので、賛成の立場での討論といたします。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

5番江口議員

○5番（江口康成君）〔登壇〕

産業建設常任委員会に関わる分で、賛成の立場から討論をしたいと思います。

総務費の2款2項1目18節.九州新幹線鉄道建設負担金700万円についてですけども、これは開業後の騒音及び振動調査、そして環境影響調査、また建設後の土地の付け替え、また財産整理などに必要との説明でございました。

また、土木費8款4項4目14節.武雄温泉駅南口広場の修景施設整備工事ですけども、こちらについても交番跡地のところにイベント広場の拡張ということで、ウッドデッキの整備、カラー舗装、またフェンスの設置、照明、植栽、あと休憩できるテントなどの設置をするとの説明がございました。

この工事は武雄温泉駅南口の魅力をアップするものとして必要だと思いますので、どうか皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。



これより第 33 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する所管の各常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 33 号議案は各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第 35 第 43 号議案

日程第 35. 第 43 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

第 43 号議案 教育委員会委員の任命についてに關しまして御説明申し上げます。

教育委員会委員であります岡本忠裕氏の任期が本年 3 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、後任として松尾伸太朗氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までお願いするものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（吉川里己君）

本案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第 43 号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 43 号議案、すなわち松尾伸太郎氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

#### 日程第 36 第 44 号議案

日程第 36. 第 44 号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

第 44 号議案 監査委員の選任についてに関しまして御説明申し上げます。

現在、識見監査委員をお願いしております諸石次雄氏が本年 3 月 31 日をもって退任になります。

つきましては、後任として成松義秀氏に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、候補者の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（吉川里己君）

本案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第 44 号議案 監査委員の選任について同意を求める件については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 44 号議案、すなわち成松義秀氏を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

#### 日程第 37 諮問第 1 号

日程第 37. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年6月30日をもって、山口武彦氏の任期が満了し、人権擁護委員を退任されることに伴い、その後任として新たに熊野辰未氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

本案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は所管の常任委員会付託を省略することに決しました。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号、すなわち熊野辰未氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第38 議提第1号

日程第38. 議提第1号 武雄市議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。9番上田議員

○9番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。議提第1号 武雄市議会の個人情報の保護に関する条例について提案理由を申し上げます。

令和3年の個人情報保護法の改正により、個人情報保護に関する3つの法が新たな個人情報保護法として統合され、令和5年4月1日に施行されます。

市の機関においては、保護法に基づく全国的な共通ルールにより個人情報保護制度を運用

することとなりますが、議会はこの共通ルールの適用対象から除かれております。

新たな法では議会は対象外となりますが、現在の取扱い同様、引き続き武雄市議会における個人情報保護制度の適正な運用を図るため、条例を制定するものでございます。

本条例は全6章、56条で構成され、「個人情報等の取扱い」「開示、訂正及び利用停止」「罰則」等を規定しております。

施行日は令和5年4月1日でございます。

以上、提案の理由とさせていただきます。

### ○議長（吉川里己君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第39 閉会中継続調査申出について

日程第39. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了させていただきます。

これをもちまして、令和5年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時23分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議 長 吉 川 里 己

” 副 議 長 松 尾 初 秋

” 議 員 山 口 幸 二

” 議 員 山 口 昌 宏

” 議 員 江 原 一 雄

会 議 録 調 製 者 川久保 和 幸

1. 地方自治法第199条の規定による監査結果報告を次のとおり受理した。

- (1) 令和4年11月21日付 企画政策課・新型コロナ総合相談室、下水道課、スポーツ課、  
環境課（衛生処理センター含む）
- (2) 令和4年12月15日付 建築住宅課、競輪事業所
- (3) 令和4年12月22日付 都市計画課、新型コロナウイルスワクチン接種室  
武雄ガス株式会社（所管課：建築住宅課）
- (4) 令和5年 1月23日付 ハブ都市・新幹線課、商工観光課、公園課、建設課、福祉課
- (5) 令和5年 1月24日付 一般財団法人 武雄市観光協会（所管課：商工観光課）
- (6) 令和5年 2月 2日付 健康課、防災・減災課
- (7) 令和5年 2月16日付 農林課、治水対策課

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果を次のとおり受理した。

- (1) 令和4年12月7日付  
一般・特別会計、企業会計 令和4年10月分
- (2) 令和4年12月28日付  
一般・特別会計、企業会計 令和4年11月分
- (3) 令和5年 1月26日付  
一般・特別会計、企業会計 令和4年12月分

3. 陳情及び議長会の諸会議に次のとおり出席した。

- 1月17日 令和4年度国土交通省佐賀国道事務所への提案活動（佐賀市）
- 1月20日 佐賀県市議会議長会（伊万里市）
- 1月31日 九州市議会議長会第4回理事会（大分県）
- 2月 1日 全国高速自動車道市議会協議会第49回定期総会（東京都）

4. 陳情書及び要望・要請書を次のとおり受理した。

- (1) 令和4年12月13日

日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

コドソラ 代表 与那城 千恵美